愛知県豊川市予算書

1	_	般	会言	+							 1	頁
2	特	別	会言	+								
	(1)	豊	川西	部	土力	也 区	画	整理	浬 事	業	 9	
	(2)	豊	川駅	東	土力	也 区	画	整刊	理 事	業	 13	
	(3)	公	共	H <sub>N</sub>	註	車	場	i j	事	業	 17	
	(4)	国	Þ	号	健		康	仔	2	険	 21	
	(5)	後	期	Ī	前	齢	者	<u>:</u>	医	療	 25	
	(6)	土		ţ	地		取	ζ		得	 29	
	(7)	_	宮	財	産	区	管	理	事	業	 33	
	(8)	赤	坂	財	産	区	管	理	事	業	 37	
	(9)	長	沢	財	産	区	管	理	事	業	 41	
	(10)	萩	財	産		三 行	許 :	理	事	業	 45	
3	企	業	会計	+								
	(1)	水			首		事	F		業	 49	
	(2)	下		水		道		事		業	 53	
	(3)	病		ß	院		事	Ė		業	 57	

豊川市一般会計予算

#### 第1号議案

令和5年度豊川市一般会計予算

令和5年度豊川市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 70,880,000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。 (地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方 債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項 の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不 足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用 令和5年2月21日提出

第1表 歲入歲出予算 歳 入

款	項	金	額千円
1 市 税			29, 392, 609
	1 市 民 税		11, 894, 700
	2 固定資産税		13, 443, 308
	3 軽自動車税		577, 600
	4 市たばこ税		1, 100, 000
	5 特別土地保有税		1
	6 入 湯 税		43, 000
	7 都市計画税		2, 334, 000
2 地方譲与	税		605, 000
	1 地方揮発油譲与税		135, 000
	2 自動車重量譲与税		440, 000
	3 森林環境譲与税		30, 000
3 利子割交	付金		11,000
	1 利子割交付金		11,000
4 配当割交	付金		180, 000
	1 配当割交付金		180,000
5 株式等譲	渡所得割交付金		100, 000
	1 株式等譲渡所得割交付金		100, 000
6 法人事業	税交付金		450, 000
	1 法人事業税交付金		450,000
7 地方消費	税交付金		4, 450, 000
	1 地方消費税交付金		4, 450, 000
8 ゴルフ場	利用税交付金		73, 000
	1 ゴルフ場利用税交付金		73, 000
9 自動車取	得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金		1

款  項	金	額
10 環境性能割交付金		千円 135, 000
1 環境性能割交付金		135, 000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		15, 621
1 国有提供施設等所在市町村助成交付金		15, 621
12 地方特例交付金		250, 001
1 地方特例交付金		250,000
2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別 交付金		1
13 地方交付税		6, 050, 000
1 地方交付税		6, 050, 000
14 交通安全対策特別交付金		33, 000
1 交通安全対策特別交付金		33, 000
15 分担金及び負担金		313, 767
1 負 担 金		313, 767
16 使用料及び手数料		913, 164
1 使 用 料		558, 005
2 手 数 料		355, 159
17 国庫支出金		10, 111, 321
1 国庫負担金		6, 431, 298
2 国庫補助金		3, 646, 172
3 委 託 金		33, 851
18 県支出金		6, 369, 844
1 県負担金		3, 070, 565
2 県補助金		2, 956, 435
3 委 託 金		339, 781
4 県交付金		3, 063
19 財産収入		478, 977

款	項	金	額
	1 財産運用収入		千円 461,820
	2 財産売払収入		17, 157
20 寄 附	· 金		1
	1 寄 附 金		1
21 繰 入	· 金		2, 866, 741
	1 特別会計繰入金		477
	2 基金繰入金		2, 866, 264
22 繰 越	· 金		700, 000
	1 繰 越 金		700, 000
23 諸 収	入		3, 059, 053
	1 延滞金、加算金及び過料		30, 004
	2 市預金利子		100
	3 貸付金元利収入		879, 977
	4 雑 入		2, 148, 972
24 市 債			4, 321, 900
	1 市 債		4, 321, 900
	歳 入 合 計		70, 880, 000

款	項	金	額
1 議 会	費		千円 429, 514
	1 議 会 費		429, 514
2 総 務	費		7, 056, 663
	1 総務管理費		5, 692, 261
	2 徴 税 費		721, 013
	3 戸籍住民基本台帳費		365, 319
	4 選 挙 費		187, 501
	5 統計調査費		44, 616
	6 監査委員費		45, 953
3 民 生	費		29, 463, 798
	1 社会福祉費		12, 960, 453
	2 児童福祉費		14, 413, 313
	3 生活保護費		2, 089, 432
	4 災害救助費		600
4 衛 生	費		7, 223, 271
	1 保健衛生費		3, 493, 755
	2 清 掃 費		3, 729, 516
5 労 働	費		112, 449
	1 労働諸費		112, 449
6 農林水産	業費		2, 254, 536
	1農業費		2, 192, 345
	2 林 業 費		62, 191
7 商 工	費		1, 866, 091
	1 商 工 費		1, 866, 091
8 土 木	費		5, 149, 809
	1 土木管理費		472, 468

款	項	金	額
	2 道路橋りょう費		千円 1,332,163
	3 河 川 費		283, 033
	4 港 湾 費		2, 124
	5 都市計画費		2, 714, 990
	6 住 宅 費		345, 031
9 消 防	費		2, 261, 024
	1 消 防 費		2, 261, 024
10 教 育	費		7, 044, 947
	1 教育総務費		683, 767
	2 小学校費		2, 711, 855
	3 中学校費		677, 898
	4 社会教育費		855, 450
	5 保健体育費		2, 115, 977
11 災害復旧	費		15, 500
	1 農林水産施設災害復旧費		6, 200
	2 土木施設災害復旧費		9, 300
12 公 債	費		5, 251, 433
	1 公 債 費		5, 251, 433
13 諸支出金			2, 710, 965
	1 公営企業費		2, 710, 965
14 予 備	費		40,000
	1 予 備 費		40,000
	歳 出 合 計		70, 880, 000

### 第2表 継続費

款	項	事	業	名	総	Ę	年 度	年 割 額
2 総務費	1総務管理費	北庁		: 備	千 469, 59		令和5年度	千円 140, 800
	1 心幼 目 生 貝	改	修事業	費	409, 59		令和6年度	328, 790
8 土木費	6 住宅費	平		棟業費	125, 000	)	令和5年度	66, 500
0 <u>1</u> /N g	о д с я	耐震	補 強 事 業	費	120, 000		令和6年度	58, 500
	2 小学校費	三産産	· 子 小 学 校	三 蔵 子 小 学 校 校 舎 改 修 事 業 費 1,765,00	,	令和5年度	970, 750	
10 教育費		校舎	改修事業	修事業費	費   1,700,000		令和6年度	794, 250
10 牧月頃	京教育資 南 部 学 校 給 食   5保健体育費 センター蒸気管   改 修 等 事 業 費	145 000	<u> </u>	令和5年度	79, 750			
		145, 000		令和6年度	65, 250			

### 第3表 債務負担行為

事項	期間	限 度 額
一宮地域交流会館(仮称)基本設計等委託料	令和6年度	千円 130, 844
御 津 1 区 第 2 期 分 譲 用 地 取 得 事 業 費 補 助 ( 令 和 5 年 度 補 助 分)	令和6年度 ~令和14年度	19, 827
愛知御津駅周辺 まちづくり整備事業費 (設計協定分)	令和6年度 ~令和8年度	120, 240
南部学校給食センター調理等委託料	令和6年度 ~令和10年度	722,121千円に物価変動に よる増減額、消費税額及 び地方消費税額を加算し た額

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
公共施設整備事業費 (推進債)	千円 66, 400	普通貸借 又は 証券発行	% 年4.0以内(ただ し、利率見直し 方式で借り入本 る場合、利率の 見直はいて 後においる 見直おいでは、 当該利率 し後の利率 し	政府資金についてはその 融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と 協定する条件による。ただ し、市財政の都合により、 据置期間及び償還期間を短 縮し、又は繰上償還し、若 しくは低利債に借換えする ことができる。
庁 舎 施 設 整 備 事 業 費	263, 500	同上	同上	同 上
児童福祉施設整備事業費 (推進債)	668, 000	上回	同上	同 上
保健衛生施設整備事業費 (推進債)	486, 100	日	同上	同 上
一般廃棄物処理事業費	686, 400	同上	同上	同 上
道路新設改良事業費	94, 800	同上	同上	同 上
橋りよう新設改良事業費	44, 700	同上	同上	同 上
橋りょう新設改良事業費 ( 推 進 債 )	57, 400	同 上	同上	同 上
河川整備事業費	95, 400	同 上	同上	同 上
都市計画事業費	429, 300	同 上	同上	同 上
都市計画事業費(推進債)	162, 400	同上	同上	同 上
消防施設整備事業費 (推進債)	284, 800	同上	同上	同 上
小学校建設事業費	627, 500	同上	同上	同 上
中学校建設事業費	69, 800	同上	同上	同 上
社会教育施設整備事業費	15, 000	同上	同上	同 上
保健体育施設整備事業費 (特例債)	70, 400	同上	同上	同 上
臨 時 財 政 対 策 費	200, 000	同上	同上	同 上
計	4, 321, 900			

豊川市東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業特別会計予算

#### 第2号議案

令和5年度豊川市東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業特別会計予算

令和5年度豊川市の東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業特別会 計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ212,400千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規 定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和5年2月21日提出

款	項	金	額
1 処 分	金		千円 35, 750
	1 処 分 金		35, 750
2 使用料及	び手数料		138
	1 手 数 料		138
3 繰 入	金		80,000
	1 他会計繰入金		80,000
4 繰 越	金		96, 481
	1 繰 越 金		96, 481
5 諸 収	入		31
	1 市預金利子		1
	2 雑 入		30
	歳 入 合 計		212, 400

### 歳 出

款	項	金額
1 総 務	費	千円 1,287
	1 管 理 費	1, 287
2 事 業	費	210, 313
	1 工 事 費	210, 313
3 公 債	費	500
	1 公 債 費	500
4 予 備	費	300
	1 予 備 費	300
	歳 出 合 計	212, 400

豊川市東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業特別会計予算

#### 第3号議案

令和5年度豊川市東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業特別会計予算

令和5年度豊川市の東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業特別会 計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,700千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規 定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和5年2月21日提出

款	項	金	額
1 処 分 :	金		千円 63, 780
	1 処 分 金		63, 780
2 使用料及	び手数料		79
	1 手 数 料		79
3 繰 入 :	金		8, 804
	1 他会計繰入金		8, 804
4 繰 越	金		30, 000
	1 繰 越 金		30,000
5 諸 収	λ		37
	1 市預金利子		1
	2 雑 入		36
	歳 入 合 計		102, 700

### 歳 出

款	項	金額
1 総 務	費	千円 1,090
	1 管 理 費	1, 090
2 事 業	費	100, 810
	1 工 事 費	100, 810
3 公 債	費	500
	1 公 債 費	500
4 予 備	費	300
	1 予 備 費	300
	歳 出 合 計	102, 700

豊川市公共駐車場事業特別会計予算

#### 第4号議案

令和5年度豊川市公共駐車場事業特別会計予算

令和5年度豊川市の公共駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところ による。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,700千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月21日提出

款	項	金	額
1 事業費収	入		千円 62,115
	1 使 用 料		62, 115
2 国庫支出	金 金		2, 017
	1 国庫補助金		2, 017
3 財産収入			394
	1 財産運用収入		394
4 繰 越	金		72
	1 繰 越 金		72
5 諸 収	入		2
	1 市預金利子		1
	2 雑 入		1
6 市 債			14, 100
	1 市 債		14, 100
	歳 入 合 計		78, 700

### 歳 出

款	項	金額
1 総 務	費	千円 63,800
	1 管 理 費	63, 800
2 公 債	費	13, 900
	1 公 債 費	13, 900
3 予 備	費	1,000
	1 予 備 費	1,000
	歳 出 合 計	78, 700

### 第2表 地方債

起	債	の	目	的	限	度	額	起債の方法	利	率	償	還	Ø	方	法
駐	車場	整備	事業	費		14,	千円	普通貸借 又は 証券発行	し方る見後当れで合いお利	内率昔、をハ率利に直入率っは見率にしれのた、直)	融他協し据縮資の定、置し、	件合る財間又低にに条政及は利	よは件のび繰債りそに都償上に	、のよ合還償銀債るに期還	。ただ
		計				14,	100								

豊川市国民健康保険特別会計予算

#### 第5号議案

令和5年度豊川市国民健康保険特別会計予算

令和5年度豊川市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,883,500 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規 定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項 の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
  - (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月21日提出

款	項	金	額
1 国民健康	保険料		千円 3, 244, 988
	1 国民健康保険料		3, 244, 988
2 国民健康	保険税		90
	1 国民健康保険税		90
3 使用料及	び手数料		1
	1 手 数 料		1
4 県支出金			9, 985, 077
	1 県補助金		9, 985, 077
5 財産収入			912
	1 財産運用収入		912
6 繰 入	金		1, 146, 330
	1 他会計繰入金		1, 146, 330
7 繰 越	金		470, 000
	1 繰 越 金		470, 000
8 諸 収	入		36, 102
	1 延滞金及び過料		10, 002
	2 市預金利子		10
	3 雑 入		26, 090
	歳 入 合 計		14, 883, 500

款	項	金	額
1 総 務	費		千円 175, 861
	1 総務管理費		160, 034
	2 徴 収 費		15, 588
	3 運営協議会費		239
2 保険給付	費		9, 938, 235
	1 療養諸費		8, 628, 504
	2 高額療養費		1, 235, 112
	3 移 送 費		91
	4 出産育児諸費		60, 500
	5 葬祭諸費		11, 150
	6 結核医療付加金諸費		30
	7 傷病手当金諸費		2, 848
3 国民健康	· 任候事業費納付金		4, 583, 615
	1 医療給付費分納付金		3, 075, 022
	2 後期高齢者支援金等分納付金		1, 125, 914
	3 介護納付金分納付金		382, 679
4 保健事業	費		156, 270
	1 特定健康診査等事業費		129, 730
	2 保健事業費		26, 540
5 基金積立	:金		912
	1 基金積立金		912
6 公 債	費		1
	1 公 債 費		1
7 諸支出金	:		20, 606
	1 償還金及び還付加算金		20, 606
8 予 備	費		8,000

款	項	金額
	1 予 備 費	千円 8,000
	歳 出 合 計	14, 883, 500

豊川市後期高齢者医療特別会計予算

### 第6号議案

令和5年度豊川市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度豊川市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,270,300千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

款	項	金額
1 後期高齢	者医療保険料	千円 2, 608, 542
	1 後期高齢者医療保険料	2, 608, 542
2 繰 入	· 金	579, 069
	1 他会計繰入金	579, 069
3 繰 越	金	1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収	入	82, 688
	1 延滞金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	5, 130
	3 市預金利子	20
	4 受託事業収入	77, 511
	5 雑 入	25
	歳 入 合 計	3, 270, 300

款	項	金	額
1 総 務	費		千円 32, 544
	1 総務管理費		24, 755
	2 徴 収 費		7, 789
2 後期高齢	者医療広域連合納付金		3, 144, 028
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		3, 144, 028
3 保健事業	費		87, 597
	1 保健事業費		87, 597
4 諸支出金			5, 131
	1 償還金及び還付加算金		5, 130
	2 繰 出 金		1
5 予 備	<b>費</b>		1,000
	1 予 備 費		1,000
	歳 出 合 計		3, 270, 300

豊川市土地取得特別会計予算

### 第7号議案

令和5年度豊川市土地取得特別会計予算

令和5年度豊川市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ441,400千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

款	項	金	額
1 基金借入	1 基金借入金		千円 291,000
	1 基金借入金		291, 000
2 財産収入			148, 937
	1 財産運用収入		477
	2 財産売払収入		148, 460
3 繰 越	金		1, 461
	1 繰 越 金		1, 461
4 諸 収	λ		2
	1 市預金利子		1
	2 雑 入		1
	歳 入 合 計		441, 400

款	項	金	額
1 事 務	費		千円 80
	1 事 務 費		80
2 土地取得	費		292, 184
	1 土地取得費		292, 184
3 諸支出金	3 諸支出金		148, 936
	1 土地開発基金費		148, 460
	2 他会計繰出金		476
4 予 備 3	費		200
	1 予 備 費		200
	歳 出 合 計		441, 400

豊川市一宮財産区管理事業特別会計予算

### 第8号議案

令和5年度豊川市一宮財産区管理事業特別会計予算 令和5年度豊川市の一宮財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ800千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月21日提出

第1表 歳入歳出予算 歳 入

款	項	金	額
1 財産収入			千円 71
	1 財産運用収入		69
	2 財産売払収入		2
2 繰 入 🤄	金		341
	1 基金繰入金		341
3 繰 越	金		387
	1 繰 越 金		387
4 諸 収	λ		1
	1 市預金利子		1
	歳 入 合 計		800

款	項	金額
1 総 務	費	千円 500
	1 総務管理費	500
2 予 備		300
	1 予 備 費	300
	歳 出 合 計	800

豊川市赤坂財産区管理事業特別会計予算

### 第9号議案

令和5年度豊川市赤坂財産区管理事業特別会計予算

令和5年度豊川市の赤坂財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

令和5年2月21日提出

款	項	金	額
1 県支出金			千円 1
	1 県補助金		1
2 財産収入			806
	1 財産運用収入		804
	2 財産売払収入		2
3 繰 入 3	金		260
	1 基金繰入金		260
4 繰 越	金		1, 595
	1 繰 越 金		1, 595
5 諸 収	入		338
	1 市預金利子		1
	2 雑 入		337
	歳 入 合 計		3,000

款	項	金額
1 総 務	費	千円 2,700
	1 総務管理費	2, 700
2 予 備		300
	1 予 備 費	300
	歳 出 合 計	3,000

豊川市長沢財産区管理事業特別会計予算

#### 第10号議案

令和5年度豊川市長沢財産区管理事業特別会計予算

令和5年度豊川市の長沢財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,800千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

令和5年2月21日提出

款	項	金	額
1 県支出金			千円 1
	1 県補助金		1
2 財産収入			22
	1 財産運用収入		20
	2 財産売払収入		2
3 繰 入 :	金		2, 100
	1 基金繰入金		2, 100
4 繰 越	金		1, 675
	1 繰 越 金		1,675
5 諸 収	入		2
	1 市預金利子		1
	2 雑 入		1
	歳 入 合 計		3, 800

款	項	金額
1 総 務	費	千円 3,300
	1 総務管理費	3, 300
2 予 備		500
	1 予 備 費	500
	歳 出 合 計	3, 800

豊川市萩財産区管理事業特別会計予算

### 第11号議案

令和5年度豊川市萩財産区管理事業特別会計予算

令和5年度豊川市の萩財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,900千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳 出予算」による。

令和5年2月21日提出

款	項	金	額
1 県支出金			千円 1
	1 県補助金		1
2 財産収入			327
	1 財産運用収入		325
	2 財産売払収入		2
3 繰 入	金		4, 480
	1 基金繰入金		4, 480
4 繰 越	金		4, 090
	1 繰 越 金		4, 090
5 諸 収	入		2
	1 市預金利子		1
	2 雑 入		1
	歳 入 合 計		8, 900

### 歳 出

款	項	金額
1 総 務	費	千円 8,100
	1 総務管理費	8, 100
2 予 備	費	800
	1 予 備 費	800
	歳 出 合 計	8, 900

# 令和5年度

豊川市水道事業会計予算

#### 第12号議案

令和5年度豊川市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1	) 給	水	Д	П	185, 6	00.	λ
/ T	/ 小口	/]\		$\vdash$	100, 0	00 /	'\

(2) 給 水 戸 数 81,860 戸

(3) 年間総給水量 21,633,000 m<sup>3</sup>

(4) 一日平均給水量 59,107 m<sup>3</sup>

(5) 主要な建設改良事業

営業用設備整備事業 343,356 千円

配 水 管 布 設 事 業 1,200,666 千円

(収益的収入及び支出)

第1 款 水道 事業 顺

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

为 1 冰 /	N.担事未り	X 1III.		3, 190, 120     ]
第1項	営 業	収	益	3,391,505 千円
第2項	営業	外収	益	407, 208 千円

3 708 720 壬田

第3項 特 別 利 益 7千円

支 出

第1款 水道事業費用 3,406,051 千円

第1項 営 業 費 用 3,335,121千円

第2項 営 業 外 費 用 62,692 千円

第 3 項 特 別 損 失 3,238 千円

第4項 予 備 費 5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,541,661 千円は、減債積立金100,000 千円、建設改良積立金100,000 千円、過年度分損益勘定留保資金915,686 千円、当年度分損益勘定留保資金300,215 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額125,760 千円で補てんするものとする。)。

収入

第1款 資本的収入 342,580千円

第1項 負 担 金 342,508 千円

第2項 固定資産売却代金 71 千円

第3項 国庫(県)補助金 1千円

支 出

第1款 資本的支出 1,884,241千円

第1項 建 設 改 良 費 1,634,441 千円

第2項 企業債償還金 249,800千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 収益的支出 第1項 営 業 費 用 第2項 営 業 外 費 用 第3項 特 別 損 失
  - (2) 資本的支出 第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
- 第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用 し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけれ ばならない。
  - (1) 職員給与費 335,450 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、6,600千円と定める。

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

### 令和5年度

豊川市下水道事業会計予算

#### 第13号議案

令和5年度豊川市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処 理 区 域 内 人 口	165,700 人
(2)	水洗化人口	154,600 人
(3)	年間総処理水量	18, 442, 000 m <sup>3</sup>
(4)	一日平均処理水量	50, 526 m <sup>3</sup>
(5)	主要な建設改良事業	
	特定環境保全公共下水道汚水管渠整備事業	948,835 千円
	公共下水道汚水管渠整備事業	788,857 千円

416,431 千円

雨水管渠整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

				収	入	
第1款 ]	下水道	道事業収益	益			4,258,642 千円
第1項	営	業	収	益		2,885,012 千円
第2項	営	業外	収	益		1,373,614 千円
第3項	特	別	利	益		16 千円
				支	出	
第1款	下水江	道事業費用	Ħ			4, 157, 634 千円
第1項	営	業	費	用		4,010,264 千円
第2項	営	業外	費	用		143,956 千円
第3項	特	別	損	失		2,414 千円
第4項	予	備		費		1,000 千円
(資本的収入及び支出)						

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,499,240千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 100,699千円、当年度分損益勘定留保資金1,244,056千円、繰越利益剰余金処分額153,485千円、当年度利益剰余金処分額1,000千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資	資本 的	収 入			2,305,641 千円
第1項	企	業	債		1,493,700 千円
第2項	負担金	及び分担	1金		103,784 千円
第3項	固定資	産売却代	<b>全</b>		1 千円
第4項	出	資	金		125,012 千円
第5項	補	助	金		583, 144 千円
			支	出	
第1款 賞	資本的	支 出			3,804,881 千円
第1項	建設	改良	費		2,397,450 千円
第2項	企業	債 償 還	金		1,407,431 千円
(企業債)					

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定め る。

起債の目的	限度額	起債の方法	利	率	償還の方法
下 水 道事 業 費	千円 1,493,700	普通貸借 又 は 証券発行	だし、利 方式で借 る場合、 直しを行	% 以内では のでは のでは ののた 当で のた 当での がある がある。 のの は は は し り で の に り で り で り で り で り で り で り で り で り で り	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定し、企 条件による。ただし、企 業財政の都合により、 据置期間及び償還期間 を短縮し、又は低利債 では低利債 に借換えすることがで きる。
計	1, 493, 700				

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定 める。
  - (1) 収益的支出 第1項 営業費用 第2項 営業外費用 第3項 特別損失

- (2) 資本的支出 第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用 し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけれ ばならない。
- (1) 職員給与費

243,563 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、26,774千円である。

(利益剰余金の処分)

- 第10条 繰越利益剰余金 813,681 千円のうち、153,485 千円及び当年度利益剰余金 1,309 千円のうち、1,000 千円は、次のとおり処分するものと定める。
- (1) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てん 154,485 千円 <del>令和5年2月21日提出</del>

豊川市長 竹 本 幸 夫

# 令和5年度

豊川市病院事業会計予算

#### 第14号議案

令和5年度豊川市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数		501 床
(2)	年間入	院患者	数		150,060 人
(3)	年間外	来患者	数		283, 338 人
(4)	一日平均	入院患者	数		410 人
(5)	一日平均	]外来患者	数		1,166人
(6)	主要な建	設改良事	業		
	機械器	具整備事	業		310,320 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		17,886,607 千円
第1項 医 業 収	益	16, 259, 783 千円
第2項 医業外収	益	1,626,326 千円
第3項 特 別 利	益	498 千円
	支	出
第1款 病院事業費用	Ħ	18,849,882 千円
第1項 医 業 費	用	18,369,536 千円
第2項 医業外費	用	424, 345 千円
第3項 特 別 損	失	55,001 千円
第4項 予 備	費	1,000 千円
(資本的収入及び支出)		

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が 資本的支出額に対し不足する額 1,008,164 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,007,333 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 831 千円 で補てんするものとする。)。

	収	入
第1款 資本的収力	(	876,029 千円
第1項 企 業	債	281,000 千円
第2項 負 担	金	594,999 千円
第3項 固定資産売却付	<b>全</b>	10 千円
第4項 投資回収	金	10 千円
第5項 寄 附	金	10 千円
	支	出
第1款 資本的支片	Ц	1,884,193 千円
第1項 建 設 改 良	費	393, 233 千円
第2項 企業債償還	金	1,190,000 千円
第3項 投	資	300,960 千円
(企業債)		

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
機械器具整備事業費	千円 281,000	普通貸借 ひま 発行	%た直入率っはし (10人) (10ん) (10c) (	は、はる、、間償債ででは、は、はる、、間償債での行の件業置短しりまたのとのといるでははいる。ののでははいるでははいるでは、しているののでははいるでは、はる、、間償債でのは、はる、、間償債でのは、はる、、間償債でのは、はる、、間償債でのは、はる、、間償債でのは、はる、、間償債でのは、はる、、間償債でのは、はる、、間償債でのは、はる、、間償債でのは、はる、、間償債でのは、はる、、間償債のは、は、はる、、間償債のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
計	281, 000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 収益的支出 第1項 医業費用 第2項 医業外費用 第3項 特別損失

(2) 資本的支出 第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金 第3項 投 資

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額 に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議 決を経なければならない。
  - (1) 職員給与費

9,624,454 千円

(2) 交際費

200 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,134,084 千円と定める。

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫